



ESRにおける「所要資本」の構造と計測手法

第45条、第47条、およびVaR99.5%の概念に基づく包括的解説

経済価値ベースのソルベンシー規制における礎：所要資本の定義



- ・所要資本は、保険会社が通常の予測を超える危険に対応するために必要とされる資本額を指します。
- ・これは、経済価値ベースのソルベンシー評価における中心的な指標であり、保険会社の支払能力を測るための分母として機能します。(ソルベンシー・マージン比率 = 適格資本 / 所要資本)

定義 (第一条第十四号)

AXIS Font Regular

所要資本とは、規則第八十七条等の規定に基づき、この告示にその額を定めるものをいう。

所要資本を構成する6つのリスクカテゴリー

第45条に基づき、保険事業に係る所要資本は、保険会社が直面する主要なリスクを統合して算出されます。これらのリスクは6つのカテゴリーに分類されます。



出典：第五章 所要資本 第一節 第四十五条

保険引受に内在する主要リスクの定義



1. 生命保険リスク (第一条第三十五号)

生命保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険。 (巨大災害リスクに該当するものを除く。)

Key Sub-risks: 死亡リスク、長寿リスク、罹患・障害リスク、解約・失効リスク、経費リスク



2. 損害保険リスク (第一条第三十六号)

損害保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険。 (巨大災害リスクに該当するものを除く。)

Key Sub-risks: 保険料リスク、支払備金リスク



3. 巨大災害リスク (第一条三十七号)

巨大災害により生命保険契約等及び損害保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険。

Key Sub-risks: 巨大自然災害、テロリズム、感染症の流行、信用及び保証

金融市場および事業運営に係るリスクの定義



4. 市場リスク（第一条第三十八号）

実際の市場変動が通常の予測を超えることにより発生し得る危険。（信用リスクに該当するものを除く。）

Key Sub-risks: 金利リスク、スプレッドリスク、株式リスク、不動産リスク、為替リスク、資産集中リスク

5. 信用リスク（第一条三十九号）

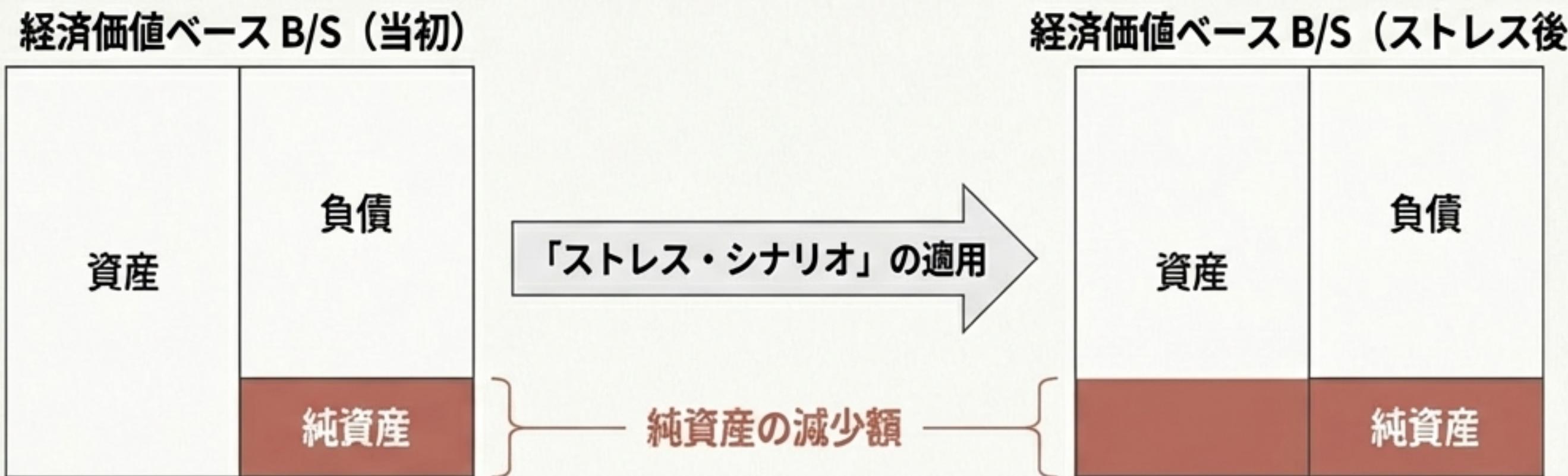
保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険。

6. オペレーション・リスク（第一条四十号）

業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であり、若しくは機能しないこと又は外生的な事象により生じ得る危険。（法的リスクを含み、戦略リスク及び風評リスクを除く。）

リスク計測の基本手法：「ストレス・アプローチ」の導入

- 多くのリスクカテゴリーの計測には、「ストレス・アプローチ」と呼ばれる統一的な手法が用いられます。
- このアプローチは、特定のストレス・シナリオが発生した場合の財務への影響を直接的に評価することを目的とします。



目的 (第四十七条)

ストレス・シナリオに基づき経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額を基礎としてリスクの額を計算する。

ストレス・アプローチの適用範囲と計算上の不变項目

適用対象リスク（第47条第1項）



- 生命保険リスクの基礎となる各リスク



- その他の巨大災害リスクに含まれる各リスク

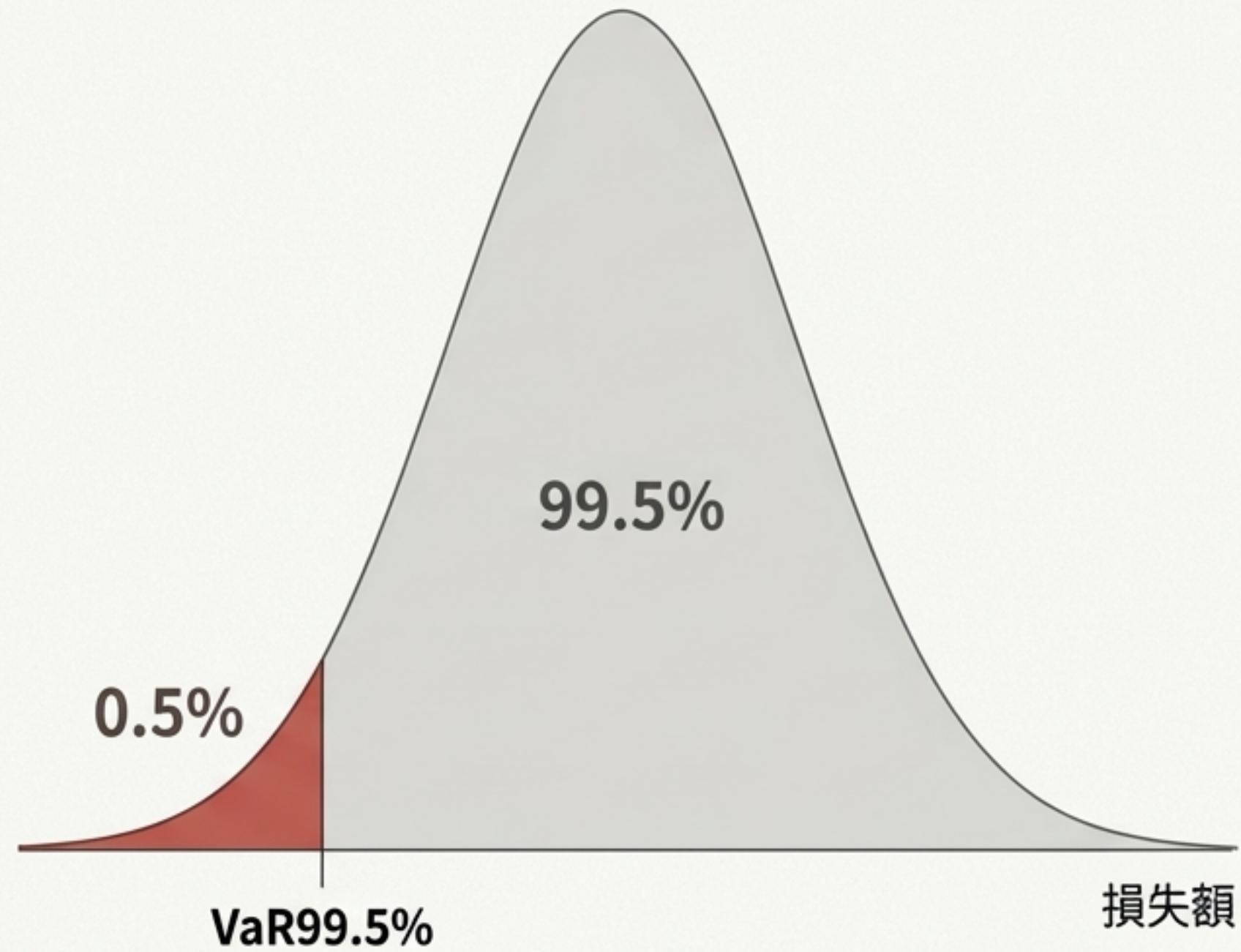


- 市場リスクの基礎となる各リスク（為替スク及び資産集中リスクを除く）

再計算しない項目（第47条第3項）

- MOCE (Margin Over Current Estimate) の額
- 繰延税金資産・負債の額
- Tier 1 および Tier 2 適格資本の調整額に含まれる項目
- 発行済みの適格資本調達手段
- 非保険事業に係る項目

ストレスの深刻度を定義する信頼水準：VaR99.5%



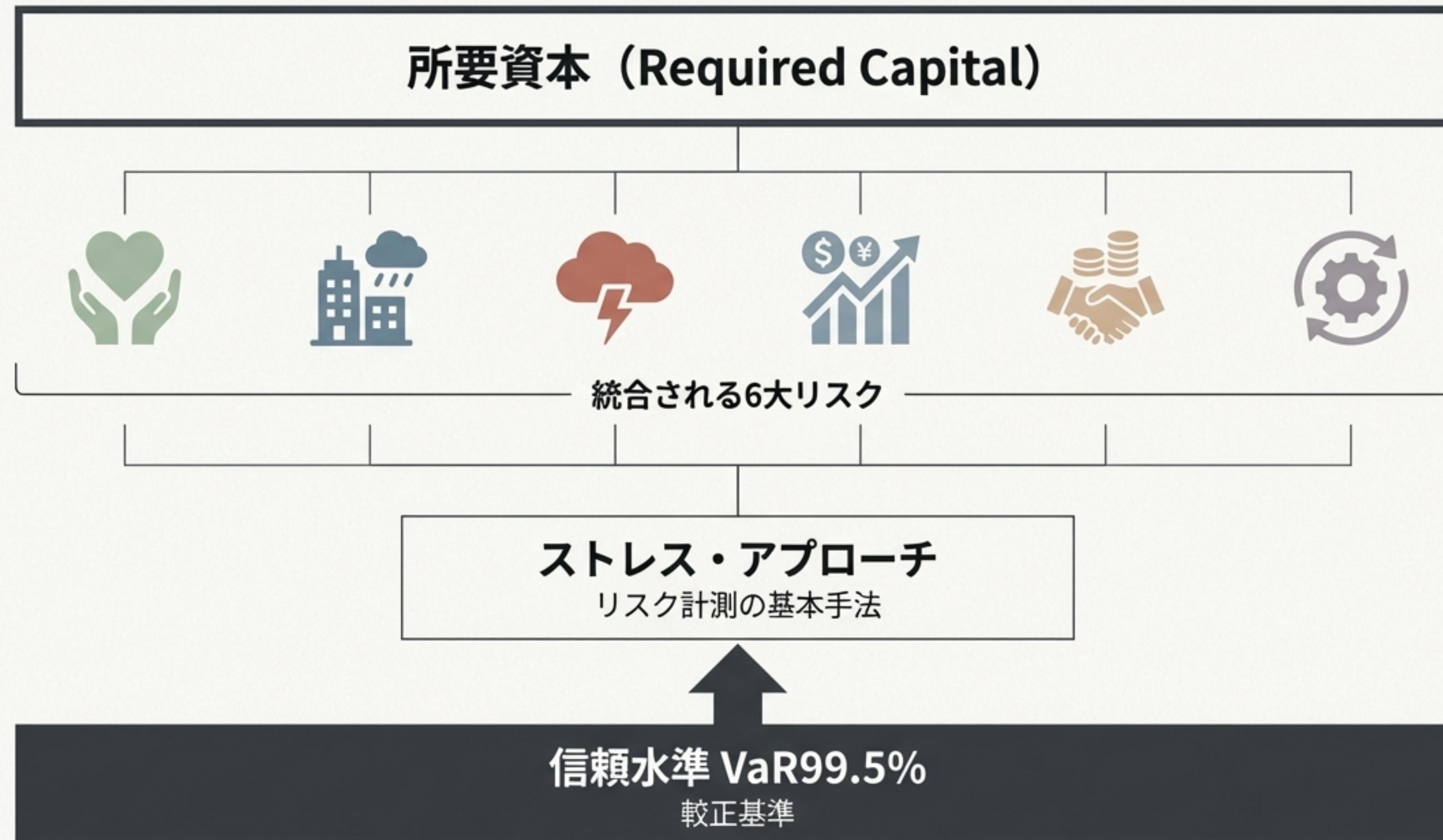
- 所要資本の計算に用いられるストレス・シナリオは、恣意的なものではなく、統計的に定義された信頼水準に較正されています。
- その基準が「VaR99.5%」です。

VaR99.5%の定義（第一条第四十三号）

保有期間一年、信頼水準片側99.5%のバリュー・アット・リスクをいう。

- これは、**1年間の保有期間において、99.5%の確率**では超ないと予想される**最大の損失額**を意味します。
- 換言すれば、「200年に一度」発生するレベルの厳しさのストレス事象を想定した資本要件です。

ESRにおける所要資本の算出フレームワーク：全体像の再確認



参考資料：第五章 所要資本におけるリスク分類の詳細構造

第五章 所要資本

第二節 生命保険リスク

- 死亡リスク（第56条）
- 長寿リスク（第57条）
- 罹患及び障害リスク（第58条-第60条）
- 解約及び失効リスク（第61条-第63条）
- 経費リスク（第64条）

第三節 損害保険リスク

- 保険料リスク（第83条）
- 支払備金リスク（第84条）

第四節 巨大災害リスク

- 巨大自然災害（第92条-第93条）
- その他の巨大災害（テロ、感染症、信用・保証）

第五節 市場リスク

- 金利リスク、スプレッドリスク、株式リスク、不動産リスク、為替リスク、資産集中リスク

第六節 信用リスク

第七節 オペレーションル・リスク